



長野県報

3月16日(木)
令和5年
(2023年)
第389号

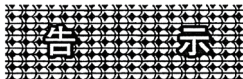
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出（介護支援課）	1
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）	1
家畜伝染病予防法に基づく注射の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）	4
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	5
基本測量の実施（3件）（建設政策課）	5
公共測量の実施（建設政策課）	6
公共測量の終了（6件）（建設政策課）	6
道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	10
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	10
学校教育法に基づく技能教育のための施設の廃止の届出（高校教育課）	11
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県有形民俗文化財の指定（文化財・生涯学習課）	11
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	12

公告

県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課）	13
---------------------------	----



長野県告示第123号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部守一

(介護老人福祉施設 不特定の者対象)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
長野広域連合	久米路荘	長野県長野市信州新町日原東2186番地1	令和5年3月31日
(短期入所生活介護 不特定の者対象)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
長野広域連合	久米路荘	長野県長野市信州新町日原東2186番地1	令和5年3月31日

介護支援課

長野県告示第124号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及 範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原 飯田市のうち 飯田 鼎 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曽郡 木曽町のうち 三岳 松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のうち 明科 堀金 三郷 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 上高井郡	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 野沢温泉村 下水内郡 栄村				
佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 南佐久郡 南牧村 小県郡 長和町 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市のうち 赤穂 上伊那郡 飯島町 飯田市のうち 飯田 県 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 平谷村 根羽村 売木村 天龍村 木曽郡 木曽町のうち 福島 日義 松本市のうち 梓川 安曇野市のうち 明科 堀金 三郷 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 野沢温泉村	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。			
県内全域	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛			

		ただし、検査を不要と認めた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの		
伝達性海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体 ただし、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合又は牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当する場合を除く。	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	酵素免疫測定法
アカバネ病の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛（令和4年11月から令和5年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して選定するもの	令和5年6月1日から令和5年11月30日まで	中和試験
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）飼養している農場のうち必要と認めるもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査（年1回以上実施）
腐蛆病発生予防のため	県内全域	蜜蜂 ただし、検査を不要と認めた蜜蜂は除く。	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
豚熱発生予防のため	県内全域	豚熱予防注射を実施した豚及びいのししのうち必要と認めるもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第125号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり注射を実施します。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守 一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	接種が必要と認めた豚及びいのしし（以下「豚等」という。） ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	豚熱予防注射

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第126号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市奈川4231の3・4231の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4231の4、4231の5、4231の10、4231の14、4231の15、4231の20、4231の25、4231の38、4231の39
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第127号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市奈川4231の41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第128号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量 航空重力測量
- 2 作業期間
令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第129号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1作業種類 基本測量衛星合成開口レーダー地盤変動測量 2作業期間 令和5年4月1日から終了を通知するまで 3作業地域 長野県全域	建設政策課
長野県告示第130号 国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。 令和5年3月16日 長野県知事阿部守一	
1作業種類 基本測量電子国土基本図（地図情報）修正 2作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 3作業地域 長野県全域	建設政策課
長野県告示第131号 関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。 令和5年3月16日 長野県知事阿部守一	
1作業種類 公共測量基準点管理（復旧測量） 2作業期間 令和5年2月27日から令和5年5月31日まで 3作業地域 埴科郡坂城町	建設政策課
長野県告示第132号 北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。 令和5年3月16日 長野県知事阿部守一	
1作業種類 公共測量2級基準点測量、三次元点群測量 2作業期間 令和3年11月1日から令和5年1月18日まで 3作業地域 下水内郡栄村	建設政策課

長野県告示第133号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守 一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 作業期間
令和4年8月10日から令和5年2月24日まで
- 作業地域
松本市、大町市、安曇野市

建設政策課

長野県告示第134号

長野県松本地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守 一

- 作業種類
公共測量 4級基準点測量
- 作業期間
令和4年9月26日から令和5年3月6日まで
- 作業地域
東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第135号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守 一

- 作業種類
公共測量 数値撮影、写真地図作成
- 作業期間
令和4年9月15日から令和5年2月24日まで
- 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県告示第136号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部 守 一

- 作業種類
公共測量 3級基準点
- 作業期間
令和4年4月22日から令和5年2月24日まで

3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第137号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 3級基準点
- 2 作業期間
令和5年1月30日から令和5年2月24日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月30日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域
別表のとおり
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和5年3月16日

別表

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	117号	中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から 中野市大字豊津字東川端2519番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
一般国道	142号	小県郡長和町和田字荒井3352番の2地先から 小県郡長和町和田字荒井3402番の3地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	143号	小県郡青木村当郷字上芹田263番の1地先から 小県郡青木村当郷字森180番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	143号	上田市岡字境1450番の3地先から 上田市岡字境1370番の5地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	143号	小県郡青木村村松字大沖26番の1地先から 小県郡青木村村松字大沖30番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	144号	上田市真田町長字山吹190から 上田市真田町長字細貝2335番の2まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	144号	上田市上野字堀越1785番の1から 上田市上野字丸山1358番の1まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所

一般国道	152号	小県郡長和町大門字岩井603番の1地先から 小県郡長和町大門字五郎谷戸785番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	152号	小県郡長和町古町字堰下2669番の2地先から 小県郡長和町古町字堰下2661番地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	152号	上田市腰越字川原356番の1地先から 上田市腰越字車田413番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	254号	上田市東内字上五丁田2055番の1地先から 上田市東内字西川原3040番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	254号	上田市平井字東685番の3地先から 上田市平井字観音脇1034番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	254号	上田市東内字梨の木3131番地先から 上田市東内字前田4072番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
一般国道	256号	木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先から 木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
一般国道	256号	木曽郡南木曽町吾妻2088番の9地先から 木曽郡南木曽町吾妻2278番の169地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
一般国道	292号	山ノ内町大字平穩字五葉峯7030番の1地先から 山ノ内町大字平穩字十二沢比良7042番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
一般国道	292号	飯山市大字富倉字濁池3642番地先から 飯山市大字富倉字中谷1681番3地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
一般国道	361号	木曽郡木曽町開田高原末川3875番の2地先から 木曽郡木曽町開田高原末川4241番の11地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
一般国道	361号	木曽郡木曽町開田高原末川3788番の20地先から 木曽郡木曽町開田高原末川3822番の4地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
一般国道	361号	木曽郡木曽町開田高原西野984番の31地先から 木曽郡木曽町開田高原西野985番の63地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
一般国道	403号	千曲市大字八幡字謡坂4580番の1地先から 千曲市大字八幡字奥法伝1005番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県千曲建設事務所
一般国道	403号	上高井郡大字小布施町大字小布施字中町東側757番地 先から 上高井郡小布施町大字小布施字上町東側826番地先ま で	長野県建設部道路管理課 長野県須坂建設事務所
一般国道	403号	山ノ内町大字夜間瀬字東町2744番の2地先から 山ノ内町大字夜間瀬字東町2733番の6地先	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
一般国道	406号	須坂市大字小山字蒔田2538番の19地先から 須坂市大字塩川字早津640番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県須坂建設事務所
県道	丸子信州新線	小県郡青木村田澤字フトミ 1268番の22地先から 小県郡青木村田澤字フトミ 1268番の18地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
県道	開田三岳福島線	木曽郡木曽町三岳白川2621番の4地先から 木曽郡木曽町三岳白川2629番の10地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
県道	開田三岳福島線	木曽郡木曽町開田高原西野5227番の875地先から 木曽郡木曽町開田高原西野5228番の63地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県木曽建設事務所
県道	中野豊野線	中野市西二丁目1214番の3地先から 中野市大字中野字岩舟境1690番の3地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
県道	中野豊野線	中野市大字吉田字上川原1383番の4地先から 中野市大字吉田字中川原1280番の13地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
県道	須坂中野線	上高井郡高山村大字高井字千本前6427番の6地先か ら 上高井郡高山村大字高井字千本前6436番の4地先ま で	長野県建設部道路管理課 長野県須坂建設事務所
県道	須坂中野線	上高井郡高山村大字高井字荒井原679番の4地先から 上高井郡高山村大字高井字荒井原619番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県須坂建設事務所

県道	上田丸子線	上田市古安曽字中原316番の1地先から 上田市古安曽字馬除281番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
県道	上田丸子線	上田市古安曽字御所畑1062番の1地先から 上田市古安曽字御所畑1053番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
県道	長野上田線	上田市上田原字姥懐74番の6地先から 上田市御所字中満丁232番地の12地先	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
県道	長野上田線	千曲市大字須坂字越牧482番の2地先から 千曲市大字須坂字芹田491番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県千曲建設事務所
県道	長野上田線	千曲市大字若宮字中川原1420番の1地先から 千曲市大字若宮字伊勢宮河原2070番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県千曲建設事務所
県道	丸子東部インター線	上田市塩川字市ノ町3843番の3地先から 上田市塩川字山道二丁目3760番地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所
県道	坂城インター線	埴科郡坂城町大字中之条字中沢64番の2地先から 埴科郡坂城町大字中之条102番の15地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県千曲建設事務所
県道	飯山妙高高原線	中野市大字永江字台6594番の1地先から 中野市大字永江字ヒドロ 6495番の1	長野県建設部道路管理課 長野県北信建設事務所
県道	荻窪丸子線	上田市東内字八幡前1931番地先から 上田市東内字八幡前1944番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県上田建設事務所

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月16日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曽根藤ノ木線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字豊田字清水尻102番の1地先から 飯山市大字寿字石塚1078番の1地先まで	旧	m 7.5 ～ 13.1	km 0.5450
同 上	新	11.3 ～ 24.0	0.5640

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月16日

長野県諏訪建設事務所長 胡 桃 敏 成

- 1 (1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
- 茅野市北山840番の2地先から
- 茅野市北山4729番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和5年3月19日
- 2 (1) 路 線 名 諏訪茅野線
- (2) 供用を開始する区間
- 茅野市北山936番の1地先から
- 茅野市北山936番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和5年3月19日

道路管理課

長野県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設の設置者から当該施設を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和5年3月16日

長野県教育委員会

- 1 廃止する技能教育のための施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 国際高等学院長野校
- (2) 所在地 上田市常磐城2-6-4
- 2 廃止年月日
- 令和5年3月31日

高校教育課

長野県教育委員会告示第3号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第25条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県有形民俗文化財に指定します。

令和5年3月16日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名
小町谷家住宅	10棟 附 6棟 工作物 10群	駒ヶ根市赤穂7951番地1	神奈川県横浜市金沢区柴町391 マ リンシティ金沢文庫D棟303号 小町谷 章
下諏訪本陣岩波家住宅	9棟 土地 1	諏訪郡下諏訪町横町3492	諏訪郡下諏訪町横町3492 岩波 尚宏
小田切家所蔵高遠城二ノ丸廐稲荷 本殿・上家及び奉納品類	106点	上伊那郡宮田村5833番地	上伊那郡宮田村5833番地 小田切 康彦

2 長野県有形民俗文化財に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の名称
南木曽町の林業資料	281点	木曽郡南木曽町田立1345番地2 南木曽町博物館分館 木曽郡南木曽町吾妻2190番地 南木曽町博物館 木曽郡南木曽町読書2941番地10 山の歴史館 木曽郡南木曽町吾妻2197番地1 旧加納屋土蔵	南木曽町

文化財・生涯学習課

選告示第5号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和5年3月16日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

別表中

を

に改める。

34,381	34,303
314,876	314,389
110,108	109,861
71,801	71,709
45,605	45,499
19,008	18,975
43,021	42,880
13,457	13,420
18,948	18,908
11,648	11,631
18,251	18,194
8,911	8,873
17,670	17,624
7,523	7,506
6,221	6,190
21,473	21,425
18,435	18,405
39,782	39,693
20,775	20,732
8,236	8,220
27,170	27,146
6,570	6,551
22,510	22,458
7,321	7,278
8,567	8,532

選挙管理委員会